



認定スキームの開発等について

2026年8月28日

認定の公平性に関する評価委員会 配付資料

認定スキーム開発等における公平性確保

＜公平性確保のために必要な事項＞

- ✓ 認定スキームの開発にあたっては、そのスキームに関係する利害関係者（スキームオーナー、適合性評価機関など）との連携・調整は不可欠…
- ✓ 一方で、それら特定の利害関係者だけに有利となる認定スキームであってはならない

 要求事項等の策定において、他の利害関係者が確実に関与できる体制の確保が必要

- IAJapanでは、要求事項等を審議する技術委員会（分科会）において、利害関係に偏りが出ない委員構成となるよう委員を選定
- また、パブリックコメントの実施により、要求事項等について広く意見募集

＜参考＞ ISO/IEC 17011

4.4 公平性に関する要求事項

4.4.5 認定機関は、公平性を確保するために、利害関係者が効果的に関与できる機会を提供するためのプロセスを文書化し、実施しなければならない。認定機関は、利害関係者の関与において、単一の利害関係者が支配力をもつことなく、均衡のとれた代表構成となることを確実にしなければならない。

4.6 認定スキームの確立

4.6.2 認定機関は、使用する手引、適用に関する文書又は規準文書が、必要な力量をもつ委員会又は要員によって、適切な利害関係者の参加を得て開発されることを確実にしなければならない。

IAJapan公平性の確保に関する方針＜抜粋＞

5. 適切な利害関係者の特定、利害関係者の均衡のとれた構成

IAJapanは、審議される対象及び時期によって審議案件に関係する利害関係者が変わりうるものと考え、それら利害関係者を適切に特定し、各委員会における利害関係者の均衡のとれた代表構成を確実にする。

6.(3) 認定活動の客観性を確実なものとするために

②IAJapanは、認定スキーム等を審議する各技術委員会及び／又は分科会への適切な利害関係者の参加を求め、協議する。

③IAJapanは、上記委員会において、適切な利害関係者を委員として参加させ、協議させる際、単一の利害関係者が支配力をもつことなく、均衡のとれた委員構成とする。

④IAJapanは、認定スキームの開発時及び拡大時並びに既存認定スキームの縮小時、廃止時にはその意思決定前に適切な利害関係者への意見聴取を行い、次の事項について課題が解決しているか、提出された意見を考慮する。

ア. 利害関係者の見解

イ. 契約上の義務

ウ. 移行措置

エ. 縮小又は廃止に関する外部とのコミュニケーション

オ. IAJapanが発行した情報

⑤IAJapanは、公平性の取組みに対する利害関係者からの意見募集として、IAJapanのWEBサイトから広く利害関係者からの意見を募集する。

前回委員会後に創設・拡充した認定スキーム

◆ JC-STAR（セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度）における評価機関の認定スキーム

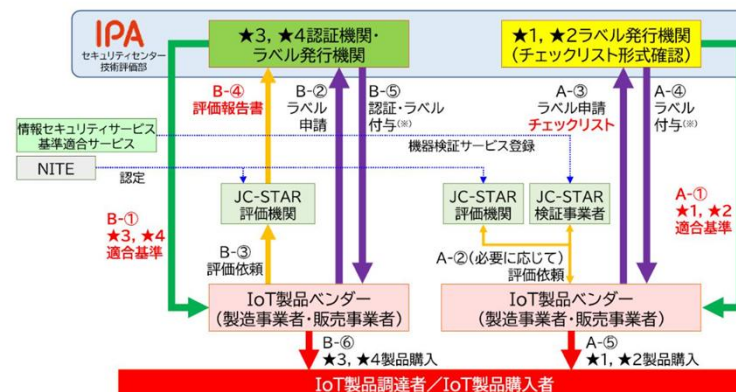
- 対象となる適合性評価機関：試験機関（JC-STAR評価機関）
- 認定基準：ISO/IEC 17025
- 対応プログラム：ASNITE試験事業者（IT）認定プログラム（ASNITE-T(IT)）
- プログラム創設日：2026年2月6日

- ✓ 経済産業省が公表した「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」に基づき構築された製品認証制度で、IPA（情報処理推進機構）が運営
- ✓ 対象は、**高いセキュリティレベルが要求されるIoT製品**
→政府機関や重要インフラ事業者等が調達する製品を想定（右図の★3、★4が該当）
- ✓ 独立した第三者評価機関による評価報告書に基づき、IPAが認証・適合ラベルを付与することで高い信頼性を確保
- ✓ **IAJapanが、この第三者評価機関を認定**
→該当製品の評価結果の信頼性を確保

JC-STARスキーム

本制度では、申請を行う適合ラベルのレベルの違いにより、手続きが異なります。

★1（レベル1）と★2（レベル2）は自己適合宣言に基づく適合ラベル付与、高い信頼性が求められる★3（レベル3）と★4（レベル4）は第三者による適合評価・認証に基づく適合ラベル付与に大別されます。



※出典：（独）情報処理推進機構HP
<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/detail.html#section3>

前回委員会後に創設・拡充した認定スキーム

◆JC-STAR（セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度）における 評価機関の認定スキーム（続き）

公平性の確保について

➤試験事業者 I T 技術委員会を開催

開催日時： 第1回 2025年6月25日(水) 10:00～12:00

第2回 2025年8月6日(水) 10:00～12:00

内容： 新規認定スキームの創設

メンバー： 有識者 4名

スキームオーナー 1名

CAB (CB) 1名

CAB (評価機関) 2名

CABの顧客 3名

➤パブリックコメントの実施

期間： 2025年11月27日（木）～ 2025年12月11日（木）

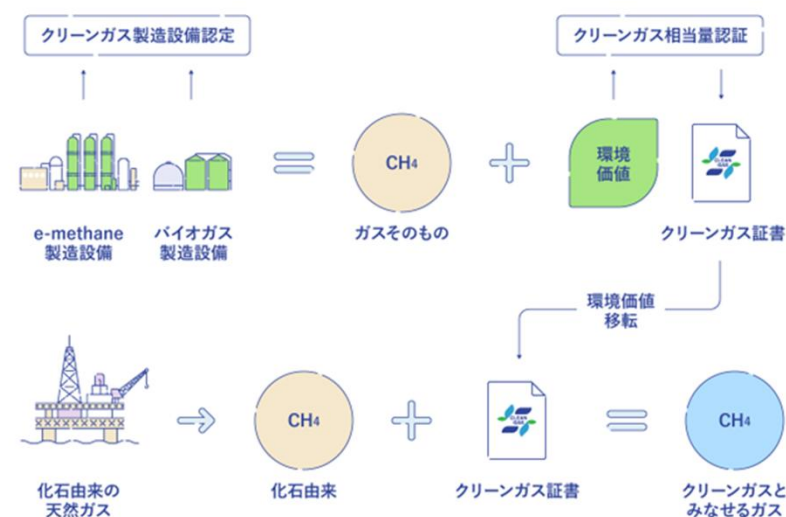
結果： 意見なし

前回委員会後に創設・拡充した認定スキーム

◆クリーンガス証書制度に係るASNITE製品認証機関認定プログラムの創設

- 対象となる適合性評価機関：製品認証機関
- 認定基準：ISO/IEC 17065
- 対応プログラム：ASNITE製品認証機関認定プログラム（ASNITE-P）
- プログラム創設日：2026年3月3日

- ✓ 「クリーンガス証書制度」は、燃焼しても大気中のCO₂が増えないとみなせるクリーンガス（バイオガス、e-methane）の環境価値の移転を可能とする仕組みである。具体的には、「クリーンガス証書」の発行により、クリーンガスの環境価値をエネルギー価値から分離させ、環境価値の移転が可能となる。これにより、都市ガス導管網で導管が繋がっていない地域の需要家に対して、導管ネットワークを超えて環境価値を移転することが可能となり、クリーンガスの普及促進が期待される。
- ✓ 「クリーンガス証書制度」は、2027年4月より新制度への移行が予定されている。新制度においては、当制度に基づき以下の活動を行う認証機関に対して、ISO/IEC 17065認定取得が求められる。
 - ・製造設備の設備認定（製造設備の配置の適切性、原料の適切性、ガスのリークへの対策、計量器の適切性等の評価）
 - ・設備認定された製造設備によるクリーンガス製造量の相当量認証（製造設備の変更の有無、製造期間の妥当性、原料量と申請ガス量の整合等の評価）



環境価値移転のイメージ

（出典：クリーンガス証書評価委員会HP
<https://www.clean-gas-certificate.com/>）

前回委員会後に創設・拡充した認定スキーム

◆ クリーンガス証書制度に係るASNITE製品認証機関認定プログラムの創設 (続き)

公平性の確保について

➤ ASNITE製品認証機関技術委員会の開催

開催日時： 2026年1月8日(木) 13:00～14:45

内容： クリーンガス証書制度の適切性評価
区分一覧の制定、認定スキーム文書の改正

メンバー： 有識者 2名
スキームオーナー 1名
CAB 1名
消費者団体 1名

➤パブリックコメントの実施

期間： 2026年2月3日（火）～ 2026年2月17日（火）

結果： 意見なし

前回委員会後に創設・拡充した認定スキーム

◆ 水道水質検査に対応したPFOS・PFOA標準物質に係るASNITE標準物質生産者認定プログラム拡充

- 対象となる適合性評価機関：標準物質生産者
- 認定基準：ISO 17034
- 対応プログラム：ASNITE標準物質生産者認定プログラム（ASNITE-R）
- プログラム創設日：2025年9月19日

- ✓ PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオktan酸）は難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質のため、国際的にはPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の廃絶対象となり、国内では化審法の第一種特定化学物質（原則、製造・輸入等が禁止）に指定されるなど規制やリスク管理が進む中、2026/4/1から水道事業者はPFOS・PFOAに関する水質基準順守と検査が義務化されることを受け、信頼のあるPFOS・PFOA標準物質の早期供給体制が求められた。
- ✓ 「ASNITE標準物質生産者フレキシブルスコープ認定区分一覧」の改正（技術委員会審議、パブリックコメントによる）により、PFOS・PFOA標準物質にかかるASNITE標準物質生産者認定プログラムを2025/9/19付で拡充した。

前回委員会後に創設・拡充した認定スキーム

◆ 水道水質検査に対応したPFOS・PFOA標準物質に係るASNITE標準物質生産者認定プログラム拡充（続き）

公平性の確保について

➤ 標準物質生産者技術委員会の開催

開催日時： 2025年8月21日(木) 10:00～12:00

内容： 区分表の改正

メンバー： 有識者 4名

CAB 1名

CABの顧客 2名

➤ パブリックコメントの実施

期間： 2025年8月26日（火）～ 2025年9月9日（火）

結果： 1件の意見（JCSS標準物質生産者認定対象成分のASNITE-R認定取得に関して）に回答

前回委員会後に創設・拡充した認定スキーム

◆ 医療機器(材料)抽出物・浸出物の化学的特性分析（ISO10993-18）に係るASNITE試験所認定プログラム拡充

- 対象となる適合性評価機関：試験機関
- 認定基準：ISO/IEC 17025
- 対応プログラム：ASNITE試験事業者（環境）認定プログラム（ASNITE-T（環境））
- プログラム創設日：2025年12月8日

- ✓ 医療機器を上市するに当たり関係当局への承認申請が必要となるが、その申請に必要なデータの一つとしてISO 10993-18による抽出物・浸出物の化学成分分析とその結果を基にした毒性リスク評価がある。欧州ではISO/IEC 17025認定試験所の結果は非認定試験所の結果と比較して審査が簡素化されており、将来的には認定試験所での試験が欧州では必須となる可能性もあることから、欧州への医療機器輸出促進のため、ISO 10993-18についてのISO/IEC 17025試験所認定ニーズが国内医療機器メーカーから寄せられた。
- ✓ 「ASNITE 試験事業者（環境）に係る認定区分一覧」の改正（技術委員会審議、パブリックコメントによる）により、医療機器等からの溶出物、抽出物、浸出物の化学的特性試験に係るASNITE試験（環境）認定プログラムを2025/12/8付で拡充した。

前回委員会後に創設・拡充した認定スキーム

◆医療機器(材料)抽出物・浸出物の化学的特性分析 (ISO10993-18) に係るASNITE試験所認定プログラム拡充 (続き)

公平性の確保について

➤試験事業者 (環境) 技術委員会の開催

開催日時： 2025年10月27日(月)～10月31日 (金) (書面審議)

内容： 認定区分表の改正

メンバー： 有識者 4名

CAB 2名

CABの顧客 1名

➤パブリックコメントの実施

期間： 2025年11月13日 (木) ～ 2025年11月27日 (木)

結果： 意見なし